

# 金山町くらし応援事業

暮らしに役立つサービスのご紹介



福島県金山町

## ◆結婚や出産に関する主な補助・支援制度

令和8年4月1日現在

	項目	対象、条件などの概要	主な内容	問い合わせ
結婚・ 出産	結婚対策資金貸付	結婚しようとする町民の方	1組あたり200万円以内 (融資期間7年以内でかつ1年以内の据置) 貸付利率は年5%以内	企画課 (0241-54-5203) (窓口:会津よつば農協金山支店)
	結婚祝金	夫婦あるいはどちらかが町民で、夫婦において定住の意思がある方	1組10万円	企画課 (0241-54-5203)
	結婚対策資金利子補給	結婚を機に金融機関(会津よつば農協)から借り入れを行う方で、町内に住民登録を有し、実際に居住し、町に永住する意思があり、町税等の滞納がない方	1組あたり200万円以内(償還7年以内)の融資額の年間利子の2/3の額を補給	
	結婚新生活支援事業補助	結婚を機に金山町内で新たに生活するための、物件購入費または貸借のために要した費用、引っ越し費用	対象経費の10/10を補助 (夫婦ともに29歳以下は上限60万円、30歳から44歳以下は上限30万円)	
	新生児誕生祝金	出産によって父または母となった方。出産の日において町民で定住の意思がある方	第1子または第2子 30万円 第3子以降 50万円	保健福祉課 (0241-54-5135)
	不育症治療への助成	次の4つの要件にすべて当てはまる方 ①婚姻関係(事実婚を含む)にある夫婦のいずれかお一方、又はお二人方ともに町内に住民登録があり、かつ実際に居住していること ②公的医療保険に加入していること ③町税等の滞納がないこと ④福島県不育症治療費助成事業による助成を受けたこと	福島県不育症治療費助成事業の助成対象となった費用から、その助成金額を除いた額を上限として交付	
	出産応援給付金	金山町に住民登録のある妊婦	妊娠届出時に面談を受けた妊婦を対象に出産応援給付金(5万円)を支給	

## ◆子育てや医療に関する主な補助・支援制度

	項目	対象、条件などの概要	主な内容	問い合わせ
子育て・医療	子育て応援給付金	金山町に住民登録があり、胎児の人数を届け出た妊婦	胎児1人あたり5万円を支給	保健福祉課 (0241-54-5135)
	妊婦の一般健診費助成	金山町に住民登録がある妊婦	15日まで健診費が無料	
	妊産婦健康診査費用無償	妊産婦健康診査受診票「母と子の健康のしおり」を使用して受信	妊婦健診、産後2週間検診、産後1ヶ月健診、新生児聴覚検査、1ヶ月児検診	
	妊婦にやさしい遠方出産支援	妊婦健診受信時における交通費及び出産時移動における交通費、宿泊費の助成	移動に60分以上要する場合の交通費、分娩時及び退院時における交通費、分娩のため住所地から分娩取扱施設周辺の宿泊施設へ宿泊した場合の宿泊費	
	チャイルド・ジュニアシート貸出	6歳未満	無料	
	保育料無料化	町内保育所児童	保育料無料	川口保育所 (0241-54-2822)
	時間外保育(無料)	町内保育所児童	延長保育・土曜保育の受け入れ	
	乳幼児一時預かり	満1歳～の乳幼児	里帰り出産等、短期の受け入れ	
	乳幼児あそびにいらっしやい会	満1歳～の乳幼児	保育所体験	
	医療費無料化	18歳になる年度の3月31日まで	医療費無料	保健福祉課 (0241-54-5135)
風しん予防接種等助成事業	19歳から49歳の妊娠を予定又は希望している女性とその配偶者、または妊娠している女性の配偶者	金山町国保診療所での風しん抗体価検査と風しん予防接種の費用助成(自己負担無料)		
子どもの予防接種無料	予防接種法に定められた接種の対象となる子ども	定期の予防接種が無料(払い戻しには上限あり)		
産後ケア事業	出産後1年未満の母子	自己負担額などの詳細については保健師へお問い合わせください。		
ミルク代等購入費助成事業	子どもの住民登録が金山町であり、かつ子どもの生活の実態が金山町にあること・子どもの年齢が3歳以下であること	紙おむつ代やミルク代としてお使いいただけるよう、月1万円を支援		
乳幼児相談会	未就学児	身体測定・個別相談		
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期まで	母子保健、育児に関する総合相談 妊娠期～子育て期にわたる切れ目無い支援		

## ◆学校教育に関する主な補助・支援制度

	項目	対象、条件などの概要	主な内容	問い合わせ
義務教育	給食費無料化	町立小・中学生	給食費無料	
	教材費支援		教材費無料	
	入学準備品支援		運動着、制服(各1セット)無料	
	修学旅行無料化		修学旅行無料(旅費等)	
	各種検定受験料支援		町立中学生で漢検・英検等を受験した者	
高等教育	町奨学金貸与制度	県立川口高等学校、大学、高等専門学校、専修学校等の生徒または学生(その他条件あり)	高等学校 月額2万円(上限) それ以外 月額5万円(上限) 奨学金は無利子貸与	教育委員会 (0241-54-5333)
	保健師等養成奨学金貸与制度	保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士を養成する大学等に在学している学生が対象。卒業後町内に引き続き5年間勤務すれば、返済は不要。	月額10万円(上限)で奨学金の無利子貸与	
	教育活動支援	川口高校生(桐径会より)	入学準備支援金(1年生)3万円 修学旅行支援金(2年生)2万円 就職活動支援金(3年生)2万円 各部活動への補助	
	生徒通学費補助		通学費用の半額補助	
	資格取得支援	川口高校生で漢検・英検等の資格を取得した者	受験料の3割補助	
	学校寮補助	川口高校生で学校寮入寮者	初年度入寮費3,000円および寮費月額10,000円 <small>のみの負担</small>	
	若桐寮支援	川口高校生で若桐寮入寮者	初年度入寮費3,000円および寮費月額20,000円 <small>のみの負担</small>	

## ◆仕事や暮らしに関する主な補助・支援制度

	項目	対象、条件などの概要	主な内容	問い合わせ
就労支援	保健師等養成奨学資金貸与制度	保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士(以下「保健師等」という。)を養成する学校に在学し、将来保健師等を目指す、卒業後金山町で保健師等として働く学生	月額10万円(上限) ※ 卒業後金山町内で保健師等として従事している期間は奨学金の返済を猶予し、継続して5年間従事した場合は全額免除	教育委員会 (0241-54-5360)
	資格取得支援事業	新たに就労に関する資格を取得した者(要件あり)	対象経費の1/2(上限10万円)	企画課 (0241-54-5203)
	新規就農者支援事業	新規就農者の就農初期と就農後の定着を支援します。 ・独立・就農予定時年齢が50歳未満 ・青年新規就農者ネットワークに加入 ・3年以内に青年就農計画等の認定を受ける ・地域おこし協力隊でないこと	補助金額100万円(1年目50万円、2年目20万円、3年目30万円) ただし、交付途中で経営開始資金を受けられる場合、既交付補助金額を減じた額が上限	農林課 (0241-54-5321)
	耕作放棄地再生事業	・農業委員会が現地調査を行い、耕作放棄地と判断した農地で農業用機械では耕起等農作物の作付けが困難な町内の田畑(再生する農地は500㎡以上が対象)	・新たに農業を始める者(1年目のみ)補助率10/10(上限30万円) ・その他の農業者、集落営農組織、団体等補助率4/5(上限100万円)	
	農業を担う者育成支援事業	定年や退職を契機に新たに農業を始める者で中小規模の農業者が対象 ・認定農業者等の担い手以外の者 ・定年、退職後の新規就農者 ・3年後に目標面積、販売額を目指す者 ・5年以上農業経営をする者	農機具および設備購入費の初期経費補助率1/2(上限30万円)	
	金山町農業でふくしまぐらし支援事業(移住就農等支援事業)	要件を満たす新規就農者を対象として、経営が不安定な就農直後の所得を確保する資金を交付する。	補助額50万円/交付対象者1人(1世帯)	
生活	害虫駆除事業費補助	住宅、集会所、宿泊施設などに害を及ぼすカメムシやスズメバチなどを、駆除業者に依頼して駆除した方	補助率 町民税課税世帯 50% 町民税非課税世帯 70% 補助対象事業費の上限は3万円まで	保健福祉課 (0241-54-5135)
	生ごみ処理機購入費補助	電動式生ごみ処理機を、業者から購入した方	本体購入費用の4/5の額を補助(上限5万円)	
	排除雪設備補助(事前手続きあり)	町内に居住し、町税その他町に納付しなければならない料金を完納している方	排除雪設備の屋根改良工事等に係る対象経費について課税状況に応じ1/2を補助(上限あり)	
	補聴器購入費助成事業(事前手続きあり)	次の4つの要件にすべて当てはまる方 ①金山町在住の18歳以上の方 ②両耳の聴力レベルが40デジベル以上70デジベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない方 ③身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師(聴覚障害区分の指定を受けている者に限る)が補聴器を装用する必要があると認めた方 ④町税等の滞納がないこと	・補聴器本体の購入に必要な額と3万円(上限)とのいずれか低い額が助成上限 ・医療機器である補聴器の購入費が対象 ・修理費用、部品交換費用、付属品単体の調整費用等は対象外 ・両耳2台も1回の扱い	
	紙おむつ給付費の支給	おおむね65歳以上の高齢者又は障がい者で常時失禁状態にある方	支給限度基準額は1月あたり7,000円	
	理髪料給付事業	居宅の寝たきり高齢者又はこれに準ずる重度の障がい者	理髪料の給付の額は、1回につき3,300円を限度とし、前年度の所得税の非課税世帯にあっては年6回まで、課税世帯にあっては年3回までとする。	
	緊急通報システム事業	おおむね65歳以上でひとり暮らし高齢者又は寝たきり高齢者など	対象者が家庭内で急病や事故等の緊急事態に陥ったとき、緊急通報装置を用いて緊急通報先に通報し、対象者の救助、援助等を行う	
	火災警報器等設置費用補助(事前手続き必要)	おおむね65歳以上の寝たきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等	自己負担なしで、ベル運動型の火災警報器と自動消火器を設置する	
	いきいき生活倶楽部	町内に居住するおおむね65歳以上の高齢者	地区公民館等において体力の維持・向上を目指した運動等を行う。1回150円	
	介護予防運動教室	町内に居住する方	ゆうゆう館、横田出張所で月1回ずつ、自宅でできる介護予防運動を学ぶ。1回150円	
	配色サービス事業	町内に居住するおおむね65歳以上の方又は身体障がい者	週3回(月・水・金)、昼食弁当を各戸に配布。自己負担は450円(おかずのみ330円)	
	住宅賃貸者生活応援事業	町に住所を有し、永住する意思があり、40歳未満または子育て世帯(18歳までの扶養がいる方。町立小・中学校および川口高校に通学している児童生徒に限る)。賃借料月額10,000円以上。転勤が伴う職種、公務員、町税滞納者は対象外。	6ヶ月に1度、月額5,000円相当を町内の商品券で支給	
遠距離通勤生活応援事業	只見町、昭和村、三島町、柳津町以外の町外の勤務地に勤務して金山町に住所を有し、町に永住する意思があり、40歳未満または子育て世帯(18歳までの扶養がいる方。町立小・中学校および川口高校に通学している児童生徒に限る)。勤務日数が月15日以上。町税滞納者は対象外。	6ヶ月に1度、月額5,000円相当を町内の商品券で支給		

## ◆住居や住宅改修などに関する主な補助・支援制度

	項目	対象、条件などの概要	主な内容	問い合わせ
住居	空き家バンク	移住・定住希望者(65歳未満の方)	空き家情報の提供、詳しくはホームページをご確認ください。	企画課 (0241-54-5203)
	町営住宅	単身者・家族向け	町内47戸の町営住宅貸与・維持管理。空き部屋については、ホームページをご確認ください。	建設課 (0241-54-5311)
住宅	木造住宅耐震診断者派遣事業	昭和56年5月31日以前に建てられた所有者自ら居住する木造住宅の耐震診断(その他対象条件あり)	耐震診断者の派遣に要する費用を23.4万円を上限として補助	
	空き家改修補助	空き家の所有者または貸借人(所有者の同意がある場合のみ)が、定住のため、町内業者に依頼して空き家の改修	住宅部分の改修。家電品は対象外 対象経費の最大3/4補助(上限150万円) (同一物件または同一世帯に対して上記の額が上限)	
	既存住宅改修補助	定住の意思がある町内の住宅所有者が、世帯員の増を伴って、町内業者に依頼して改修	住宅部分の改修。家電品は対象外 対象経費の最大2/3補助(上限100万円) (同一物件または同一世帯に対して上記の額が上限)	
	住宅取得事業補助	移住・定住のために、町内に住宅を新築または空き家を購入	新築または空き家購入。 対象経費の1/2補助(上限70万円) (年齢要件等で加算あり この場合の上限100万円) (同一補助対象者につき1回限り)	企画課 (0241-54-5203)
空き家清掃支援事業補助	金山町空き家バンクに登録された空き家または町内の空き家で売買または賃貸借契約が成立した空き家の家財処分	家財道具等の処分・搬出に要する経費 対象経費の最大2/3補助(上限20万円) (同一物件又は同一申請者に対して1回限り)		
移住	移住支援金給付事業	東京圏に5年以上在住し、金山町に移住する方等	単身60万円、 世帯100万円(子供1人当たり100万円加算)	
	若者移住応援事業	金山町に移住した方で、町に永住する意思があり、40歳未満または子育て世帯(18歳までの扶養がいる方等の要件あり)勉学のための転入、転勤が伴う職種、公務員、税等の滞納者は対象外。	単身15万円、 世帯25万円(子供1人当たり10万円加算)	

## ◆教育・生涯学習に係る主な事業

	項目	対象、条件などの概要	主な内容	問い合わせ
教育・生涯学習	地域一体型ふるさと教育	町内の0～18歳までの乳児・幼児・児童・生徒 (県立川口高等学校生を含む。)	地域や学校等施設間の連携を強化したふるさと教育の展開	教育委員会 (0241-54-5333)
	放課後子ども教室	町立小学生	放課後の遊び場等の提供	
	こめらっこ広場		休日の体験型学習およびレクリエーション	
	スポーツ少年団	町立小・中学生および高校生	スポーツ少年団活動の推進・助成	
	夏休み・冬休み学習塾		夏休み・冬休み期間中の学力向上	
	スポーツ講習会	町立小・中学生および一般	各種スポーツの競技力向上	
	スポーツ協会	一般	各種スポーツの練習会・大会の開催	
	文化協会	一般	文化活動を促進し、郷土の文化向上に寄与するもの(書道、歌謡、舞踊、俳句、お茶、昔語りなど)	
学習支援事業	町立小・中学生・若桐寮生および一般	様々な学習に対する支援		

**※支援には、その他要件がある場合があります。詳しくは担当課へお問い合わせください。**

### 金山町公式LINE運用開始

金山町公式LINEでは災害情報やイベント情報など、様々な情報を配信しています。配信情報の選択も登録者自身で設定できますので、ぜひご利用ください。



令和8年4月現在